資生堂グループ
サプライヤー行動基準

SHISEIDO

はじめに

資生堂グループは、100年先も輝きつづけ、世界中の多様な人たちから信頼される企業になるべく、企業理念「The Shiseido Philosophy」（資生堂グループならではの心構えや所作「The Shiseido Way」を含む）および「資生堂倫理行動基準」を常によりどころとして、企業活動を行っています。

そして、資生堂グループは、この企業活動において、一人ひとりが心豊かに生き、互いを尊重しつながり、誰もが自分らしく生きられる社会、自然や資源が大切に扱われ循環することで、人と地球環境が共生する世界を目指しています。

この実現には、資生堂グループとパートナーであるサプライヤー、および、その協力事業者の皆さまが協働し、調達活動を通じて、ともに持続可能な社会に向けて取り組むことが不可欠です。

資生堂グループが、法令や国際的な基準のほか、「資生堂グループ 調達方針」に基づき、資生堂グループ各社と取引を行うサプライヤーおよびその協力事業者の皆さまに遵守していただきたい指針として定めたものが、「資生堂グループ サプライヤー行動基準」です。

資生堂グループとともに歩むパートナーである皆さまは、本行動基準の趣旨と内容を理解し、徹底して遵守いただきますようお願いいたします。

対象範囲

資生堂グループは、資生堂グループ各社と取引のあるサプライヤー※に本行動基準の遵守を求めます。

※資生堂グループ各社に、直接的または間接的に商品やサービスを提供するすべての取引先

また、資生堂グループ各社は、サプライヤーが資生堂グループとの取引に関連した協力事業者にも同じ基準の遵守を求めます。

運用

資生堂グループ各社は、本行動基準に定める事項を遵守するサプライヤーを選定します。

点検

資生堂グループ各社は、サプライヤーに対して、サプライヤーによる本行動基準の遵守状況を確認するため、必要に応じて第三者アンケートへの回答、実地監査の受け入れ、関連資料や記録の提出、その他本行動基準に関連する要請に応じることを求めます。
サプライヤーは、正当な理由がない限り、資生堂グループ各社からのこれらの要請に応じるものとします。

違反報告と是正措置

資生堂グループ各社は、サプライヤーに対して、自己またはその協力事業者が本行動基準違反またはそのおそれがあることを認識した場合には、直ちに資生堂グループ各社へ報告することを求めます※。

※9.救済措置も参照

また、資生堂グループ各社は、サプライヤーまたはその協力事業者による本行動基準違反が認められた場合、サプライヤーに対して、是正計画の策定と是正措置の実施を求めます。
サプライヤーは、本行動基準違反を直ちに資生堂グループ各社に報告するほか、本行動基準違反の是正の状況を資生堂グループ各社に都度報告します。

取引の見直し

資生堂グループ各社は、サプライヤーまたはその協力事業者が以下のいずれかに該当する場合には、契約の終了、取引の停止、または、取引条件や契約内容の見直し等のしかるべき対応を行うことができるものとします。

ⅰ）本行動基準に違反し、資生堂グループ各社が是正措置の実施等を求めたにもかかわらず、正当な理由なく必要な措置等を実施しない場合

ⅱ）本行動基準に違反し、正当な理由なく、指定された合理的な期間内に是正を完了しない場合

ⅲ）正当な理由なく本行動基準の遵守状況の点検に協力しない場合

ⅳ）その他、本行動基準に違反し、その違反の程度が重大なものであると認められる場合

遵守事項

1 法令等の遵守

- サプライヤーは、事業活動を行う国や地域のすべての法令を遵守します。
- サプライヤーは、公正な事業活動、人権、労働、環境に関する国際的基準※や業界基準についても遵守するよう努めます。

※OECD多国籍企業行動指針、ILO基本条約、国連グローバル・コンパクト10原則、先住民族の権利に関する国際連合宣言、ISO26000（社会的責任に関する手引）、ビジネスと人権に関する国連指導原則等

また、サプライヤーは、本行動基準の要求水準が現地法令により定められている要求水準を上回る場合には、より高い基準を遵守するように努めます。

2 人権の尊重

2.1 強制労働・人身売買の禁止

- サプライヤーは、奴隷労働、身体的または精神的拘束による労働等のあらゆる強制労働および人身売買を行いません。
- サプライヤーは、従業員の採用にあたっては、従業員が十分に理解した上で、自己の自由な意思に基づいて入社できるように雇用条件を説明するとともに、従業員には自由に離職する権利を認めます。
- サプライヤーは、雇用条件について、事業活動を行う国や地域に適用されるすべての労働法令を遵守し、かつ、人権を尊重した内容とし、これらの条件を従業員が理解できる言語で文書化し提供します。
- サプライヤーは、特別な法令の定めがある場合を除き、従業員に不当な雇用手数料や類似の費用を課しません。
- サプライヤーは、従業員の旅券、身分証、労働許可証、資産等を取り上げる、または、破壊するなどして、従業員の自由な行動を制限しません。
- サプライヤーは、従業員の移動の自由を尊重し、所定労働時間が完了した後に職場から離れる権利を制限しません。

2.2 児童労働の禁止

- サプライヤーは、以下のうち最も高い年齢に達していない児童を雇用しません。
  - 15歳
  - 義務教育を修了する年齢
  - 現地の法令または規則で定められた就業最低年齢
- サプライヤーは、18歳未満の者に対し、身体的、精神的、社会的または道徳的な悪影響を及ぼすおそれのある危険または有害な業務をさせません。
- サプライヤーは、18歳未満と疑われる者を雇用しようとする場合、その雇用開始前に、公的に発行された証明書により年齢を確認し、記録に残します。

2.3 差別の禁止

- サプライヤーは、従業員の雇用機会、報酬、昇進、雇用の終了等の処遇に関して、以下の保護対象事由を理由とする、いかなる差別も行いません。

  人種、皮膚の色、性別、年齢、言語、財産、国籍または出身国、宗教、民族または社会的出身、労働組合加入の有無、政治的見解その他の思想、信条、障がい、婚姻状況、健康状態または妊娠の有無、性的指向または性自認、またはこれに類する事由

- サプライヤーは、同じ作業を行っている従業員に対し、不合理な事由のみを理由として、賃金格差を設けません。

2.4 虐待・ハラスメントの禁止

- サプライヤーは、従業員の人権を尊重し、虐待や体罰、心理的・身体的・性的なハラスメント、脅迫を行いません。

2.5 労働条件の適正管理

- サプライヤーは、現地法令で定められた最低賃金以上の賃金を支払います。この場合、サプライヤーは、賃金が、従業員およびその家族が人間らしく生活するために必要な額となるよう考慮します。
  また、サプライヤーは、各国の法令等にしたがって、超過勤務手当やその他の手当の支払いを行います。
- サプライヤーは、各国の法令等で定められた労働時間を超えないよう従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理します。
- サプライヤーは、すべての労働者が自身の法的権利と義務を認識していることを確認した上で、雇用条件を定めた書面によって、労働者と雇用契約を締結します。

2.6 労働組合を結成する自由

- サプライヤーは、従業員が労働組合を結成する権利や、これに加入する・しない権利、サプライヤーとの団体交渉権を尊重します。
- サプライヤーは、労働組合員および労働者代表に対して、いかなる差別、脅迫、嫌がらせ、報復、暴力を行いません。

2.7 移住労働者の適切な雇用

- サプライヤーは、移住労働者に現地の労働者と同等の権利および待遇を与えます。また、サプライヤーは、外国人および国内の移住労働者を公正に扱い、透明性のある雇用条件ならびに良好な労働条件および生活条件を提供します。
- サプライヤーは、ILOが定める「募集・斡旋手数料および関連費用の定義」に則り、移住労働者の雇用に関する手数料等を補償します。
- サプライヤーは、違法な移住労働者を採用しません。
- サプライヤーは、移住労働者の身分証を取り上げることも、金銭を預かることもしません。

2.8 先住民の権利の尊重

- サプライヤーは、先住民の土地の権利、文化、慣習、宗教を尊重し、事業活動を行います。先住民の伝統的知識や遺伝資源の権利を尊重し、利益を一方的に搾取するような行為を行わないよう努めます。

3 安全かつ健康的な労働環境

3.1 安全かつ健康に配慮した施設

- サプライヤーは、従業員の安全と健康が常に確保されるよう、施設を維持します。
- サプライヤーは、施設内の衛生を維持し、従業員に常に安全な飲料水とトイレを提供します。
- サプライヤーが提供する従業員の寮（居住施設）についても職場と同じ安全・衛生基準を適用します。

3.2 労働災害・疾病の予防

- サプライヤーは、下記の措置を講じることで、労働災害および疾病の発生を予防します。
  - ・施設の安全に関する定期的なリスク評価およびリスク低減措置の実施
  - ・従業員に対する安全教育の実施および必要に応じた防護服やその他必要な保護具の提供
- サプライヤーは、身体的に過酷な労働、有害物質や化学物質の取り扱い、生産機械の使用等、危険が伴う作業については、事前に安全対策を行うとともに、危険を回避できる手順を採用します。

3.3 防災対策・有事への対応

- サプライヤーは、防火対策、避難経路の確保および従業員への周知をはじめとする防災対策を実施します。また、サプライヤーが従業員に提供する寮（居住施設）についても、職場と同じ防災基準を適用します。
- サプライヤーは、火災・地震等の自然災害やその他の緊急事態を想定し、対応策を立案します。また、資生堂グループ各社の事業に大きな影響を与える場合は、サプライヤーは、生命、健康、安全、財産または環境を保護するために直ちに対応する必要がある場合を除き、資生堂グループ各社と協議および合意の上、対応策を実行します。

4 環境保全

- サプライヤーは、事業活動を行う国や地域で適用されるすべての環境法令を遵守します。あわせて、サプライヤーは、資生堂グループ各社との契約に定められた要件がある場合には、当該要件も遵守します。
  また、サプライヤーは、関連する国際基準、条約および協定に準拠するよう努めます。

- サプライヤーは、環境保全に取り組む重要性を理解し、事業活動全体を通じて環境への影響を可能な限り、最小限に抑えるための適切な措置を講じます。
- サプライヤーは、事業活動全体を通じて、汚染防止および責任ある化学物質の管理を行います。さらに、以下の取り組みを行うことで、持続可能な環境の実現に貢献するよう努めます。
  - ・資源効率の向上
  - ・温室効果ガス排出およびエネルギー消費の抑制
  - ・廃棄物の削減
  - ・水資源の責任ある管理
  - ・リサイクル・再利用の促進
  - ・生物多様性の保全
  - ・持続可能で責任ある調達の推進
- サプライヤーは、資源の使用から廃棄物管理に至るまで、事業活動のすべての段階において効果的な環境マネージメントの取り組みを実施し、環境負荷に対する負の影響を特定、管理、軽減するよう努めます。

5 腐敗防止

5.1 贈収賄・汚職等の禁止

- サプライヤーは、すべての形態の贈収賄、横領や詐欺を行いません。
  また、ファシリテーション・ペイメント（例えば通関、ビザ等の行政手続を円滑に行うために求められる、関係法令に根拠のない少額の支払い）も行いません。

5.2 公正さを欠く贈答接待の禁止

- サプライヤーは、公正さを欠く、または、公正さを疑われるおそれのある贈答や接待を行いません。

5.3 不公正な取引の禁止

- サプライヤーは、私的独占、カルテル等の不当な取引制限、優越的地位の濫用、市場支配的地位の濫用、その他自由で公正な競争を阻害する行為を行いません。

5.4 利益相反の管理

- サプライヤーは、利益相反に該当またはそのおそれのある行為を行いません。
  サプライヤーが資生堂グループ各社と利益相反に該当する関係またはそのおそれのある関係にある場合には、サプライヤーは当該利益相反またはそのおそれを資生堂グループ各社に速やかに開示します。

6 知的財産の保護と情報セキュリティの確保

- サプライヤーは、資生堂グループ各社および第三者の知的財産を侵害せず、機密情報および個人情報を適切に保護し、不当な目的で使用しません。
- サプライヤーは、個人情報の漏洩または当該情報に影響を与えるセキュリティインシデントが実際に発生し、または、その疑いがある場合には、速やかに資生堂グループ各社に通知するものとします。
- サプライヤーは、資生堂グループ各社の機密情報または個人情報を取り扱う場合、資生堂グループ各社が求める情報セキュリティ基準を満たした安全管理措置を講じ、資生堂グループ各社が実施する情報セキュリティ管理体制の確認に協力します。
- サプライヤーは、資生堂グループ各社との取引に関連する業務を協力事業者に再委託する場合、再委託先の情報セキュリティ管理体制について、資生堂グループ各社が要求する情報セキュリティ基準に則り、適切な管理および監督を行います。
- サプライヤーは、AI（人工知能）に関して適用されるすべての法令および「責任ある AI の使用に関するポリシー」を遵守し、AIを倫理的かつ責任ある方法で使用します。

7 品質保証

- サプライヤーは、事業活動を行う国や地域のすべての法令と資生堂グループ各社との契約に定められた、品質と安全の基準を満たした製品およびサービスを提供します。

8 情報開示

8.1 トレーサビリティの確保

- サプライヤーは、資生堂グループ各社が指定する原材料について、仕入先等の情報の把握および管理に努めます。また、当該情報について、正当な理由がない限り、資生堂グループ各社の要請に応じて開示するものとします。

8.2 疑義の共有

- サプライヤーは、自らの製品やサービスの品質、安全性、有効性等について疑義を抱く事象を認識した場合は、資生堂グループ各社に対して、速やかに、適切かつ十分な情報を開示します。

8.3 持続可能で責任ある調達に向けた情報提供

- サプライヤーは、上記に限らず、持続可能で責任ある調達を目的として資生堂グループ各社が要請する取り組みについて、進捗状況や結果等を共有します。

9 救済措置

- サプライヤーは、従業員の苦情や通報を受け付け、苦情等の受付を含む手続のすべての段階において、通報者のプライバシーに配慮するとともに、従業員を被通報者やサプライヤーからの報復のおそれから保護しながら、こうした苦情等の改善に向けた適切な対応を採ります。

サプライヤーは、資生堂グループ各社との取引に関連して生じた、法令、「資生堂倫理行動基準」もしくは「資生堂グループ サプライヤー行動基準」に違反する行為、またはそれらのおそれのある行為について、資生堂グループのビジネスパートナー向け通報窓口を利用して、資生堂グループに通報することができます。

10 協力事業者への要請

- サプライヤーは、サプライヤーと資生堂グループ各社との取引に関連する協力事業者に対し、本行動基準と同等の基準の遵守を求めます。また、資生堂グループが必要と判断した場合には、協力事業者の遵守状況について把握し、結果を資生堂グループ各社に報告します。

今後の改訂

本行動基準は、時代の変化や社会の要請に応じて内容を改訂し、資生堂WEBサイト上で公開するとともに、サプライヤーに案内します。なお、サプライヤーは、本行動基準が改訂された場合には、改訂後の行動基準を遵守することが求められます。
改訂内容についてご不明な点やご意見がございましたら、資生堂グループ各社までご連絡ください。

＜改訂履歴＞ 2006年 3月 制定
2010年 5月 改訂
2011年12月 改訂
2018年 4月 改訂
2019年 6月 改訂
2026年11月 改訂